

厚生常任委員会 委員長報告

今臨時会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第1号、横手市手数料条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「戸籍に関する様々な書類の発行について、今回の改正によって全国どこでも受けられるようになるものと思うが、そのほかの証明書等については含まれないのか」との質疑に対し、当局より、「今回の改正でいわゆる広域交付が可能となるのは、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、除籍謄本、除籍全部事項証明書となっている」との答弁がありました。

また、「今回の改正によるサービス提供についてはいつごろから開始されるのか」との質疑に対し、当局より、「全国的に令和6年3月1日から可能となるものが、戸籍証明書等の広域交付、戸籍届出時における戸籍証明書等の添付の負担軽減であり、それ以外については、令和6年度以降の見込みである」との答弁がありました。

このほか、「市民に対する周知」や「戸籍電子証明書提供用識別符号」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。